平成２７年（フ）第２３号
新潟県上越市大字土橋1038番地６
債務者　佐藤　五一
1　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２１号
長崎県長崎市界２丁目７番６号　七福荘Ｂ棟202、旧住所長崎県長崎市大浜町298番地31
債務者　寺町真由美こと　イワキ　マユミ（ＩＷＡＫＩ　ＭＡＹＵＭＩ）
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
長崎県長崎市大浜町493番地３
債務者　米田麻裕美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９号
長崎県諫早市城見町８番７号　ＮＡＣハウス203号、旧住所長崎県諫早市日の出町14番８号
債務者　佐藤　寿美
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
長崎県諫早市城見町８番７号　ＮＡＣハウス203号、旧住所長崎県諫早市日の出町14番８号
債務者　佐藤　珠恵
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添２番地７
債務者　仲間　リサ（旧姓具志堅）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２７年（フ）第４９号
愛知県豊橋市広小路３丁目57番地　1602、住民票上の住所愛知県豊橋市羽根井西町６番地の17　２―104
債務者　古林　克司
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５０号
愛知県豊橋市大岩町字沢渡３番地４　ハイツ禎紫園Ｂ棟102号、従前の住所愛知県田原市片西１丁目82番地　カーサ920―103号室
債務者　金井　雄三
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第５９号
愛知県豊川市白鳥町下郷中127番地の12、従前の住所愛知県豊橋市向山町字伝馬54番地の１　207
債務者　木下　一子
1　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月22日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４９号
釧路市昭和町２丁目４番14号　大島マンション１－Ｂ
債務者　高橋　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２５０号
東京都羽村市神明台１丁目14番地21
債務者　本多　喜明
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５５号
山形県鶴岡市上藤島字備中下94番地
破産者　山形安田電研株式会社
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２６年（フ）第３６０号
和歌山県岩出市野上野98番地の３
破産者　株式会社サンライズコーポレーション
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第１９５号
盛岡市厨川４丁目１番３号
破産者　有限会社ジュポン
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第９９２号
埼玉県蓮田市御前橋２丁目２番３号
破産者　有限会社プラネット
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９４号
埼玉県桶川市泉１丁目８番34号
破産者　出雲電機株式会社
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３４８号
埼玉県熊谷市下奈良266番地２
破産者　有限会社エフティディ
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第４５５１号
東京都練馬区東大泉３丁目22番15号
破産者　株式会社住宅ターミナル
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部